

医療に係るものについて

別表 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の算定方法

通則

1 健康保険法（大正十一年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第1項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」と総称する。）の費用の額は、区分番号01により算定される額に区分番号02から区分番号05までにより算定される額を加えた額とする。

2 前号の規定により算定する指定訪問看護の費用の額は、別に厚生労働大臣が定める場合を除き、介護保険法（平成9年法律第123号）第62条に規定する要介護被保険者等については、算定しないものとする。

3 区分番号01の注2、区分番号02の注2及び注3における届出については、届出を行う訪問看護ステーションの所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。

区分 訪問看護基本療養費（1日につき）

01 訪問看護基本療養費(1) 訪問看護基本療養費(1) 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合

(1) 週3日目まで 5,550円

(2) 週4日目以降 6,550円

02 訪問看護基本療養費(2) 訪問看護基本療養費(2) 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合

(1) 週3日目まで 5,050円

(2) 週4日目以降 6,050円

03 訪問看護基本療養費(3) 訪問看護基本療養費(3) 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合

(1) 週3日目まで 3,800円

(2) 週4日目以降 4,800円

○厚生労働省告示第七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第四項（同法第四百十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十八條第四項の規定に基づき、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月五日

厚生労働大臣 長 峯 昭

4 指定訪問看護を受けようとする者であつて、保険医療機関又は介護老人保健施設に入院中又は入所中のものが、退院又は退所に当たり、当該訪問看護ステーションの看護師等（看護師を除く。）が、当該保険医療機関若しくは介護老人保健施設の主治医又は職員と共同し、当該者又はその看護に当たっている者に対して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に、退院又は退所後の最初の指定訪問看護が行われた際には、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき 1 回に限り所定額に 6,000 円を加算する。ただし、区分番号 01 の注 1 に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者及び注 3 本文に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある利用者については、当該退院又は退所につき 2 回に限り加算できる。

5 退院時共同指導加算は、他の訪問看護ステーションにおいて当該加算を算定している場合（区分番号 01 の注 1 に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者及び注 3 本文に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある利用者にあつては、当該加算を 2 回算定している場合）は、算定しない。

6 指定訪問看護を受けようとする者が区分番号 01 の注 1 に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は注 3 本文に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある利用者である場合に、保険医療機関から退院するに当たつて、訪問看護ステーションの看護師等（看護師を除く。）が、退院日に当該保険医療機関以外において療養上必要な指導を行ったときには、退院日に加算として、退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われた際に 6,000 円を加算する。

7 訪問看護ステーションの看護師等（看護師を除く。）が、利用者の同意を得て、訪問看護を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、在宅患者連携指導加算として、月 1 回に限り、所定額に 3,000 円を加算する。

8 訪問看護ステーションの看護師等（看護師を除く。）が、在宅での療養を行っている利用者であつて通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該利用者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医の求めにより、当該保険医療機関の保険医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同で患者に赴き、カンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合には、在宅患者緊急時等カンファレンス加算として、月 2 回に限り、所定額に 2,000 円を加算する。

03 訪問看護情報提供費 1,500 円

注 訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、当該利用者の居住地を管轄する市町村等に対して、指定訪問看護の状況を示す文書添付して、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要となる情報を提供した場合に、利用者 1 人につき月 1 回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該市町村等に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供費を算定している場合は、算定しない。

04 削除

05 訪問看護ターミナルケア療養費 20,000 円

注 1 訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師等が、在宅で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した者を含む。）に対して、その主治医の指示により、死亡日前 14 日以内

に 2 回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合は所定額を算定する。

2 注 1 の規定により算定する指定訪問看護の費用の額は、他の訪問看護ステーションにおいて訪問看護ターミナルケア療養費を算定している場合には、算定しない。

○母子持病者等に課税しなす
 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）の規定は、「第 1 項 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第三三三号）の二の二の次に掲げる「平成二十一年四月一日から適用する。」
 平成二十一年三月五日 厚生労働大臣 長 藤 昭

一 療養 地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」とする。）は、この届出を行う前六月間にならび、前届届出に係る事項に関し不正又は不相当な届出（法令の規定に背つての届出）を行ったことがないこと。

ロ 地方厚生局長等に対して届出を行う前六月間にならび、健康保険法（大正十一年法律第七十七号）第九十四條第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十一條第一項の規定に基づき検査等の結果、健康保険法第八十八條第一項に規定する指定訪問看護及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十八條第一項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」と総称する。）の内容及び訪問看護療養費の請求に関し、不正又は不相当な行為が認められたことがないこと。

ハ 指定訪問看護の事業の人員及び設備に関する基準（平成二十一年厚生省令第八十号）第二條に照らする風俗を壊したことがないこと。

ニ 訪問看護基本療養費の基準
 精神障害を有する者に対して指定訪問看護を行つたとき、必要な体制が整備されていなければならないこと。

三 24 時間対応体制加算の基準
 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制を整備していること。但し、この訪問看護の届出を受理したとき、この要件を満たしていることがない場合は、緊急時訪問を必要に応じて行つていなければならないこと。

四 24 時間連絡体制加算の基準
 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制を整備していること。

五 医師者管理加算の基準
 指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対する指定訪問看護を行つたとき、当該利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できるその他の必要な体制が整備されていること。

第二 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等
 一 訪問看護基本療養費の注 1 に規定する厚生労働大臣が定める疾病等の利用者
 二 訪問看護基本療養費の注 1 に規定する厚生労働大臣が定める疾病等の利用者
 三 訪問看護基本療養費の注 4 に規定する厚生労働大臣が定める疾病等の利用者

特別診療法の施設基準等別表第七の二各号に掲げる者
 三 長時間訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者
 特別診療法の施設基準等別表第七の三に掲げる者

四 複数名訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める同時に複数の看護師等による指定訪問看護が
必要な者

一人の看護師等による指定訪問看護が困難な利用者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の利用者
ロ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
ハ 特掲診療料の施設基準等別表第八各号に掲げる者

二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者

五 訪問看護管理療養費の注3本文に規定する厚生労働大臣が定める状態等にある利用者
特掲診療料の施設基準等別表第八各号に掲げる者

六 訪問看護管理療養費の注3ただし書に規定する厚生労働大臣が定める状態等にある利用者
特掲診療料の施設基準等別表第八一号に掲げる者

第三 特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める地域

一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域
として指定された離島の地域

二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島の
地域

三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により振興山村として指定され
た山村の地域

四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠
原諸島の地域

五 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島
過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域

第四 指定訪問看護に係る厚生労働大臣が定める場合

一 要介護被保険者等である利用者について指定訪問看護の費用に要する額を算定できる場合

イ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を行う場合

ロ 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の利用者に対する指定訪問看護を行う場合

ハ 訪問看護基本療養費(II)が算定される指定訪問看護を行う場合

二 訪問看護基本療養費の注12ただし書に規定する所定額を算定できる場合

イ 介護保険法(平成九年法律第二十三号)第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介
護又は同条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護の提供を受けている利用者に対し、

前号イ又はロに掲げる指定訪問看護を行う場合

ロ 介護保険法第八条第二十四項に規定する介護老人福祉施設の入所者等であつて、末期の悪性
腫瘍であるものに対し、その主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基
づく、指定訪問看護を行う場合